

## 見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 本業務は既存施設の改修工事に係る工事監理業務であり、令和6年度五教総委第40号「市浦小学校（小中併置校）改修工事設計業務委託」を受注した日東綜合株式会社と随意契約することにより、設計者による設計図書（内容）の正確な伝達を図ることで設計と施工が一体性を増し、より精度の高い工事監理（施工）の確保が図られるものである。 以上、設計業務と工事監理業務を別の者に委託することが非効率な場合で、かつ、工事の品質確保が図られると判断できるものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）の規定に基づき、株式会社日東綜合と随意契約するものである。		
業務番号	五教総委第37号	発注担当課	教育委員会 教育総務課
業務名	市浦小学校（小中併置校）改修工事監理業務		
業務場所 （対象地域）	市浦小学校 （五所川原市相内岩井85番地）		
履行期限又は履行期間	令和8年3月27日		
業務概要	市浦小学校 上記建築物の改修工事（建築、電気設備、機械設備）に係る監理業務一式		
予定価格(税抜き)※	7,349,000円		
見積依頼業者	見積書記載金額（円）	摘要	
日東綜合株式会社	6,900,000円	契約日：令和7年5月2日	
備考	見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。		

※ 契約締結後に公表する場合は、予定価格と摘要欄に契約締結日を記載すること。